

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和7年2月27日(木) 開会 午後 3時40分 閉会 午後 4時50分
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 15番委員 廣瀬 長市 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 8番委員 原田 和彦 11番委員 松浦 義幸 15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>14番委員 植田美恵子 16番委員 谷川 興一 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>14番委員 鈴木 隆大</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 事務委任に関する協議について 第2号議案 徳島市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を定めるについて 第3号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の策定に係る意見決定について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第7号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第8号議案 非農地証明願の審議について 第9号議案 非農地通知の審議について 第10号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第11号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第12号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について</p>

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none">2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について4. 農地法第18条第6項の処理について5. 転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理について6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について7. 買受適格証明書（市街化区域内農地の転用目的）の交付について |
|--|--|

(開会 午後3時40分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和7年2月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号14番植田美恵子、議席番号16番谷川興一委員、議席番号19番市岡沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号2番瀬畑俊夫委員と、議席番号13番石田幸夫委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。第1号議案、事務委任に関する協議について審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案の説明をさせていただきます。議案資料2ページを御覧ください。議案名の後の文章に、令和7年1月20日付け行財発第3号により、徳島市長から協議のあった事務の委任について同意する、と書いてありますが、この日に3ページから4ページにありますように市長から事務委任についての協議の通知がきたので、同意してよろしいかという議題になります。5ページを御覧ください。

まず、事務委任とは何かということですが、書いてございますように、地方自治法に基づいて市長の権限に属する事務、つまり市長部局の仕事をこちらに委任することでございます。今回については、1、委任事務の概要及び生じた背景にも書いてありますが、県からの権限移譲事務であり、農業経営基盤強化促進法と農地法の改正により、もともと権限移譲、事務委任を受けております農地転用許可に関連するものについて、一部変更や追加の内容が生ずるものです。

2番の委任事務の具体的な内容につきましては、別紙2のとおり、ということですが、6ページを御覧ください。1 新たな事務ということで基盤法の改正によって、新たに農業経営発展計画制度というのが出来まして、7ページにチラシもあるので、農地所有適格法人が食品事業者等と連携して農業経営を発展させる計画を策定して農林水産大臣の認定を受けた場合に、法人の議決権要件が緩和される特例措置が受けられるようになるのですが、計画の中に転用許可が必要な内容が含まれていた場合に、計画を認定するにあたって農林水産大臣から同意を求められることとなります。これが6ページの表の1番上の部分で、以下同様に、同意した計画が認定された時にその通知の受理、計画認定取り消し通知の受理、また計画を変更する時も同様の処理が必要、ということでございます。

農業経営発展計画制度については、5ページの3番でも説明をのせていますので参考にしてください。また、6ページの2番の、一部を変更する事務でございますが、農地法の改正に基づくもので、転用許可に際して条件をつけることが義務となったことと、違反転用に対する処分の公表の2点について変更委任されるものです。表の下に書いてありますが、農地法第4条7項で、上の変更前では、条件をつけてすることができ、となっておりましたが、変更後は農地以外のものにする行為が完了するまでの間において、その行為の実施状況について報告すること云々の条件を、つけてしなければならない、と義務化されております。なお、上の表の第4条の説明に第5条第3項において準用する場合を含むと書いてありますが、5条許可についても同様ですよという意味でございます。

また、農地法第51条第3項については、違反転用に対する処分の公表についての新設の条文を載せております。都道府県知事等という部分は事務委任を受けた場合、農業委員会という解釈になります。内容の説明は以上ですが、これらは全て、既に受任している転用許可の業務に付随するもので、先ほどの発展計画の件数もそれほど想定されるものではなく、全体的に事務の負担もそれほど増加するものでもないと思われることから、受託せざるを得ない内容であると考えております。なお、効力が発揮されるのは、2ページに記載のありますように、県の条例改正の施行の日となり、4月を予定しております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました。この件について、委員の皆様の御意見・御質問はありませんか。

それでは御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の事務委任に関する協議については、原案どおり承認することに異議はございませんか。

全委員 　異議なし

議長 　異議がないということですので、第1号議案については、原案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、徳島市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を定めるについて審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　第2号議案の説明をさせていただきます。議案資料8ページを御覧ください。徳島市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を定めるについてということで、事務局規程の一部を改正しますということでして、9ページにわたってどこをどうしますと書いてはいるのですが、わかりにくいので、10ページから掲載しております赤字での見え消し版で説明します。大きな部分だけ説明します。11ページを御覧ください。上の方は農政系の業務内容でございますが、(20)番を新たに追加しております。同様に下の方の農地系の(20)番にも同じように農地利用最適化活動について追加しております。これは、令和4年2月に発出された農林水産省経営局長通知を受けて、御承知のとおり農地利用の最適化の目標を定めて、日誌を付けたり、成果を検証している活動の内容で、農政系と農地系に内容を分けて、この度、他の改正もあるために併せて、明記をしたものです。

農地系の(5)番については、基盤法に基づく、いわゆる利用権の農地権利移動が今年3月までとなり、4月からは農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画となるために改正します。(21)番については、今年度策定される地域計画について、今後も農業委員会での目標地図のブラッシュアップや協議への参加が求められるため、明記しております。地域計画の正式名称がこれでございます。このページの1番下から12ページの最後の訂正までは、市役所組織の内部事情でございます。今年度から定年引上げに伴う定年延長職員が一般職員と同様の立場で配属されているのですが、主査指導員と主任指導員という新たな職が配置されることとなったので、市長部局と併せてこの部分を改正するものです。既存の職の内容についても若干この際、市長部局と合わせた次第でございます。

13ページの第11条、削除と記載があり取り消し線が引かれておりますが、この削除は今回削除しますの削除ではなく、以前に削除したものが削除と表記されたまま残っておりまして、今回全て削除することにしました。以下1つずつ条番号が繰り上がります。また、15ページの赤字の部分のように、施行日は3月31日といたしま

す。これは利用権の権利移動から完全に農用地利用集積等促進計画へ移行する日がこの日となることを受けたものです。その他の訂正は、文言や体裁を整えたものです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました。この件について、委員の皆様の御意見・御質問はありませんか。

　それでは御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の徳島市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を定めるについては、原案どおり承認することに異議はございませんか。

全委員 　異議なし

議長 　異議がないということですので、第2号議案については、原案どおり承認することに決定いたしました。第3号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に係る意見決定について、審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、お手元の第3号議案を御覧ください。地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定に係る意見決定について、説明いたします。令和6年12月から令和7年2月にかけて農林水産課主催の地域計画に係る協議の場に参加していただき、ありがとうございました。

　農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、地域計画を策定又は変更するときは、市町村はあらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他関係者の意見を聴かなければならないとされています。この規定に基づき、令和7年3月31日策定予定の地域計画について、農業委員会の意見が求められており、その決定をお願いするものです。

　各地区の地域計画案と目標地図案については、先にお送りさせていただいておりますが、協議の場からの変更点としましては、令和7年2月までに、新たにアンケートの回答があった者の追加及び令和7年1月までの農地転用等を反映させたものとなっております。また、目標地図について、市街化区域は赤い網掛けをしています。なお、議案書送付後、農林水産課から修正のあった多家良、国府、一宮・下町、不動、滑東地区については、本日修正箇所をお配りしています。説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

　それでは持にないようでございますので、採決いたします。第3号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に係る意見決定については、案に異議なしとして、承認することに異議はございませんか。

全委員 　異議なし

議長 　異議がないということですので、第3号議案については、案に異議なしとして承認することといたします。それでは、ここから農地議案に移ります。第4号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、

入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後15aに至り、譲受人は対象地において、サツマイモ、トマト、キュウリなどの野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後246aに至り、譲受人は対象地においてカキなどの果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後436aに至り、譲受人は対象地においてカリフラワー、枝豆、ホウレンソウなど野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後2aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が2aと小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後51aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地と非農地（山林）の交換で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後282aに至り、譲受人は対象地においてオリーブなどの果樹の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での一括贈与で、農地10筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後139aに至り、譲受人は対象地において野菜と水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、破産による任意売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後217aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、破産による任意売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後147aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後225aに至り、譲受人は対象地においてネギ、キャベツ、ハクサイ等の野菜の栽培を行うとのことです。

第4号議案は以上10件で、対象地は、田20,601.91㎡、畑4,735㎡、合計25,336.91㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員

の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第4号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。
続きまして、第5号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を農家住宅に転用するもので、5条許可申請の3番案件と同時申請です。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を農家の世帯分離住宅に転用するもので、5条許可申請の6番案件と同時申請です。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。第5号議案は、全2件で地目は、田が469㎡、畑が468㎡で、合計937㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地のみで937㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

1番と2番案件は、それぞれ5条許可申請と同時申請されている案件のため、この内容を踏まえて、この後の議案と併せて採決したいと思います。

続きまして、第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、申請地の隣に住んでいる譲受人が、露天駐車場及び通路に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、造園土木業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、農家住宅に転用するもので、4条許可申請の1番案件と同時申請です。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、農家の世帯分離住宅に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が、農家住宅に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、農家の世帯分離住宅に転用するもので、4条許可申請の2番案件と同時申請です。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建設業を営んでいる譲受人が、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。なお、申請地は既に一部で転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、農家の世帯分離住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番、7番案件については地区審査を実施しました。第6号議案は全8件で、地目は、田2,520.31㎡、畑3,590.07㎡で、合計が6,110.38㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地2,060.31㎡、駐車場・資材置場4,050.07㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の瀬畑委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬畑委員 今月14日の11時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、武市推進委員、安廣推進委員と私の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、渋野町浅田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成はせずに、砕石等で地盤改良をします。排水については、雨水のみで地下浸透させる計画ですが、土地改良区の管轄外のため上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の美間推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

美間推進委員 今月12日の午後1時45分から、7番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は谷川委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局4名の合計7名です。

申請地は、国府町延命字平田と国府町中字紙挟にあり、第2種農地に区分されるとのことです。申請者は申請地の所有権移転を行い、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。排水は、雨水のみで自然浸透とし、造成については、入り口にある国土交通省設置のスロープの一部を利用して新たに土でスロープを作り、それ以外の

場所については砕石で埋め立てをして転圧、整地をし、既設排水溝のある位置に雨水桝を整備して土砂の流出等を防止するとのことです。また、地元土地改良区の意見書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第6号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、4条許可申請と同時申請された3番と6番案件は、別途採決したいと思います。それ以外の1番、2番、4番、5番、7番、8番案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番、2番、4番、5番、7番、8番案件を許可することに決定いたしました。それでは、3番と6番案件について採決いたします。4条許可申請の1番と5条許可申請の3番、4条許可申請の2番と5条許可申請の6番を併せて許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、4条許可申請の1番と5条許可申請の3番、4条許可申請の2番と5条許可申請の6番を併せて許可することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書7ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図の造成高について当初コンクリート擁壁を新設後、山土を搬入して全体を80cmの高さに盛土することから整地のみに変更し、そのためコンクリート擁壁の新設はとりやめ、スロープ部分のみ山土を搬入して転圧するように変更するものです。変更理由としましては、当初計画していた山土が予定数量分確保できず、整地のみ計画変更したためです。

2番は、露天駐車場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図の北側境界について、当初はコンクリート擁壁を新設する計画でしたが、法面施工に変更するものです。変更理由は、造成を行ったところ、擁壁が必要となるほどの高低差ができなかったためです。以上、全案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。第7号議案は、2件で、地目は田のみ998㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第7号議案の農地転用の事業計画変更申請については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和60年代末頃からゴルフ場の一部として利用されているとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成3年3月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は相続前の所有者が、農地と知らずに、20年以上前に物置を建てたもので、また、一部は公衆用道路として利用されているとのことです。2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は農地であることに気付かずに、平成16年頃には建物を建てて、宅地化したとのことです。3番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月9日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第8号議案は3件で、対象地は、田1,669㎡、畑167㎡、合計1,836㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第8号議案の非農地証明願については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第9号議案、非農地通知の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員に御退席をお願いします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書9ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、2月13日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、2月14日に瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員3名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

3番は、勝占地区で、所有者から通知願があったため、2月12日に佐野委員、野口委員、宮本推進委員の委員3名、事務局2名で現地の状況を確認しております。3番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

4番は、上八万地区で、所有者から通知願があったため、2月17日に奥田推進委員の委員1名、事務局2名で現地の状況を確認しております。4番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

5番は、入田地区で、所有者から通知願があったため、2月13日に板東委員の委員1名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。5番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第9号議案は、以上5件で、対象地は田1,758㎡、畑6,391㎡、合計8,149㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第9号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。続きまして、第10号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第10号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書10ページを御覧ください。

今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っていま

す。

1番の対象地は8筆、16,450㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第10号議案は以上1件で、対象地は畑16,450㎡となっています。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第10号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第10号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第11号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第11号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書11ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

3番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

4番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

第11号議案は以上4件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田21,494.26㎡、畑1,294㎡、計22,788.26㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第11号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第11号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第12号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第12号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書13ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われます。

今月は、新規設定が10件、再設定が4件で合計14件となっており、そのうち、賃貸借権が6件、使用貸借権が8件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、多家良地区1筆・1件、2番が、勝占地区3筆・1件、3番と4番が、上八万地区3筆・2件、5番から7番が、応神地区4筆・3件、8番が国府地区1筆・1件、9番が、南井上地区1筆・1件、10番から14番が、北井上地区8筆・5件となっております。

利用権設定については以上で、田10筆14,070㎡、畑11筆16,036㎡の合計21筆30,106㎡となります。第12号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第12号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第12号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書15ページを御覧ください。
1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得2件受理しました。
議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。
議案書17ページと18ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件受理しました。
議案書19ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。2件受理しました。
議案書20ページを御覧ください。5番は、転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理についてです。1件受理しました。
議案書21ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。
議案書22ページを御覧ください。7番は、買受適格証明書（市街化区域内農地の転用目的）の交付についてです。2件交付しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年2月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は3月26日水曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。